

第26回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和8年8月27日（木）午後2時40分～午後3時20分

2 開催場所 有家コレジヨホール 2階 大会議室

3 出席委員
(農業委員)

2番 馬場正国	4番 楠田耕三	5番 寺田俊秀	6番 宮崎陽一
7番 神崎好史	8番 植木健太郎	9番 石橋浩昭	10番 山崎伸吾
11番 寺田健蔵	12番 山下勝也	13番 濱本康弘	14番 浅田修弘
15番 内田一郎	16番 伊崎美代子	17番 水田 勇	18番 金子初夫

会長 太田香代子

(農地利用最適化推進委員)

19番 増田孝徳	20番 入江泰子	24番 山口俊一	25番 田中芳邦
26番 吉岡長久	27番 林田浩也	28番 本多正敬	29番 岡田裕弥
30番 原田久也	31番 本多晋介	32番 三宅東英	33番 飛永敏博
34番 本多 力	35番 中山秀樹	36番 田中八郎	37番 田中昭博
39番 山本敏晴	40番 宮崎 努	41番 本田勝彦	42番 柴内成世
43番 金井圭司	44番 本多利任	45番 兼俵朝樹	46番 本多信之介
47番 木下勝徳			

4 欠席委員
(農業委員)

1番 相良栄一郎 3番 中川繁憲

(農地利用最適化推進委員)

21番 中野裕二 22番 田中智也 23番 松尾和昭 38番 荒木健一
48番 太田保則

5 議事録署名委員 13番 濱本康弘 16番 伊崎美代子

6 事務局出席者 小淵 忍 山本忠介 山口朋子 田中隆之 太田幸司 菅 三郎

[日 程]

議案第111号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第112号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第113号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第114号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による要請について

議案第115号 南島原市地域計画変更に係る意見について

議案第116号 南島原農業振興地域整備計画変更に係る意見について

- そ の 他
- ・農地法第18条第6項の規定による通知について
 - ・使用貸借を解約した旨の通知について
 - ・非農地証明書交付願について

事務局（〇〇） それでは、定刻を若干過ぎましたが、ただいまから第26回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、1番相良委員、3番中川委員、21番中野委員、22番田中委員、23番松尾委員、38番荒木委員、48番太田委員、農業委員2名、推進委員5名から欠席の報告がっております。

出席農業委員数は17名で過半数には達しておりますので、総会は成立しております。

会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしくお願いいたします。

議 長 皆様、改めてこんにちは。

本日は、第26回の南島原市農業委員会総会ということでご案内申し上げましたところ、大変お忙しい中にご出席いただき、誠にありがとうございます。

初めに、2026年7月28日に発生いたしました令和8年熊本地震につきましては、熊本県宇城市・氷川町、八代市をはじめ大きな被害が発生し、今もなお被災された多くの方々が避難所等で不自由な生活を余儀なくされている現状でございます。犠牲となられました方々に謹んで哀悼の意を表するとともに、被災された皆様に対しお見舞いを申し上げます。

また、農林水産分野でも被害調査や支援対応が進められております。農業は地域の暮らしと産業を支える基盤であり、その再建は地域の復旧と復興に直結するものであります。農業委員会といたしましても、被災された農業者の皆様方の一日も早い営農再開を衷心よりお祈り申し上げます。

なお、本日はご案内のとおり、総会終了後、令和8年度年金加入推進大会を開催いたしますので、最後までのご参加をよろしくお願いいたします。

事務局長から、農業委員19名中、出席委員は現在17名との報告があり、総会開催に必要な過半数には達しておりますので、総会は成立することを宣言いたします。

それでは、議事録署名人に13番濱本委員、16番伊崎委員を指名いたします。

ただいまから議案の審議に入ります。

議案第111号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（〇〇） では、議案第111号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明をいたします。

2ページをお願いいたします。

今月の案件ですが、売買が4件、1万903平米、贈与1件、3,632平米です。

（議案第111号 番号1～5を朗読）

以上、農地法第3条の許可基準の第2項第1号の農地取得後全ての農地等の耕作を効率的に行うと認められない者、第4号の農作業に常時従事すると認められない者及び第6号の周辺の地域

における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合ですが、全て許可基準を満たしているものと思われます。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたが、農地法第3条の許可申請についても現地調査を踏まえて審議しなさいということになっております。

1番案件は布津の案件ですが、布津の委員さん、いかがでしょうか。

(「すみません、譲受人の住所が深江町でありますので、深江町の委員さんからできたらお願いします」との声)

議長 深江町の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)

議長 次に、2番の案件は有家の案件ですが、有家の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)

議長 次に、3番の案件は西有家の案件ですが、西有家の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)

議長 次に、4番の案件は南有馬の案件ですが、南有馬の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)

議長 最後に、5番の案件は口之津の案件ですが、口之津の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)

議長 意見等ないようですので、申請どおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、申請どおり許可することに決定いたします。

それでは、**議案第112号 農地法第4条の規定による許可申請について**を議題といたします。
番号1について、事務局の説明を求めます。

事務局(〇〇) 議案第112号 農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。

3ページをお願いします。

番号1、有家町〇〇番の〇〇、土地の所在、有家町〇〇-〇、畑、宅地、〇〇、転用の目的、〇〇・倉庫用地。申請地の隣接宅地に昭和39年頃、倉庫を建築、今回申請地(畑)に昭和60年頃、〇〇を増築した。隣地(畑)を購入しようとしたところ、〇〇部分の土地が無断転用と判明したため、農地転用許可申請を行う。農振内農用地外、令和8年8月7日付、簡易手続相当。〇〇番〇(宅地、197.33平米)と一体利用となります。

本案件は、転用者が農地を取得しようとしたところ、当該農地の農業用施設(〇〇)が農地法の転用許可を得ないまま建設されたことが判明しました。倉庫を昭和39年、昭和60年、農業用施設(〇〇)を増築されました。〇〇を建設当時、農地法の転用許可を得ないままに設置された違反転用案件になります。よって、違反転用案件として、去る令和8年8月5日付で県へ違反転用連絡票を提出し、8月7日付で追認許可相当の判断をした通知がありました。

本案件の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地、第2種農地と思われます。

農業用施設用地は655平米、一体利用地197.33平米、合わせて852.33平米です。

申請地の東側には既存の石垣、南側は自己所有の農地、西側は購入予定の農地で、これまでも土砂の流失、損壊、その他災害を生じたことはなく、今後も被害を生じることはないと思われま

す。

雨水は、道路側については道路側溝へ放流し、基本自然流下ですが、敷地内が若干南側に傾斜しており、自己所有地にて浸透されます。汚水、雑排水は発生いたしません。

日照、通風についてもこれまで周辺農地に支障を及ぼしたことはなく、今後もないと思われます。

資金については、追認許可申請であり、追加工事もないため資金の必要はありません。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

25日の朝9時30分頃より、私、それと〇〇委員さん、〇〇推進委員さん、事務局3名で見えてまいりました。

場所は旧有家町の〇〇交差点から右に行き、〇〇バス停と布津町の〇〇バス停のちょうど中間ぐらいに当たります。この市道の南側に建っているところでございますけれども、詳しく事務局から説明がありましたけれども、時間もたっており、周りにも被害を及ぼすことはないを見てきて、これはやむなしではないかと判断してまいりました。雨水もちゃんと側溝に入り、南側は自分の農地がありますので問題はないと見てまいりました。皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇委員からも意見等ございませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

ただいま〇〇委員から説明があったとおり、何ら問題ではないと見てまいりました。皆様のご審議、よろしくお願いします。

議長 ほかの委員さんからも意見等ございませんか。

〇〇番〇〇委員、お願いします。

〇〇番〇〇委員 これは違反転用ということですが、違反転用をした場合、この方は隣の土地を買われるということですね。

(「そうですね」との声)

〇〇番〇〇委員 その場合、その期間はペナルティーとして買えないのでしょうか。すぐ申請をすれば買えるのでしょうか。

議長 事務局。

事務局(〇〇) お待たせしました。こちらの問題が解消されれば、了承されればすぐ大丈夫です、売買。

〇〇番〇〇委員 ここで承認されれば、もうすぐ買えるということですかね。

事務局(〇〇) ここで承認されれば県のほうに申請をするんですけれども、その申請後、最短で来月の14日、中旬ぐらいになる予定です、許可が下りるのが。

議長 よろしいですか。

〇〇番〇〇委員 はい、ありがとうございます。

議長 事務局。

事務局(〇〇) すみません。第3条のほうを担当しております〇〇ですけれども、第3条の場合は違反転用とか、農地が効率的利用がなされるということで、今回の場合は違反転用の問題がこちらに認められて、追認されて解消されれば第3条の条件を満たすということで、その時点で売買が可能になるというふうなことでございます。

議長 よろしいでしょうか。

ほかの委員さんから、ご意見等ございませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、**議案第113号 農地法第5条の規定による許可申請について**を議題といたします。

番号1について、事務局の説明を求めます。

事務局(〇〇) 議案第113号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

4ページをお願いします。

番号1、有家町の〇〇さんより、有家町の〇〇さんへ、有家町〇〇一〇、畑、畑、259、転用の目的、一般個人住宅。現在、借り住まいのため、実家に隣接する申請地に住宅を建築したく、許可を得たい。権利の内容、使用貸借権、時期、許可あり次第、期間、30年。農振内農用地外。

本案件の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一团農地の区域内にある農地に該当しますので、第1種農地と思われますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると思われます。

一般個人住宅用地259平米です。

住宅(木造平屋建て)建築面積86.12平米です。

申請地は切土(最高0.5m)を行います。農地との境にはコンクリートブロックの高さ0.15mにして土留めを施工し、車の乗り入れ部分はコンクリート舗装を行うため、土砂の流出の心配はございません。

現状のまま整地をし、雨水は道路側溝へ放流いたします。汚水、雑排水は合併浄化槽を設置し、道路側溝へ放流されます。市の管理課と協議済みです。

日照、通風につきましても、建物を平屋建てにし、周辺農地に支障がないと思われます。

資金については、借入金により賄われます。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

議案第112号と同じく、25日の朝9時50分頃、〇〇委員さん、〇〇推進委員さん、事務局3名で見てまいりました。

場所は、先ほどの案件から〇〇方面に五、六十m、100mはしていないと思います。そこから右に南側に下った〇〇自治会というところの一角でございます。

事務局から説明があったように、農振除外をして、自分のお父さんたちの家の上になります。東側が自分のところのビニールハウスでして、西側は市道になっております。日照も、北側に少し自分のところの残置が残りますけれども、自分のところの畑ということで問題ないと見てまいりました。

雨水も西側の道路側溝に放流ということで、ただ、お父さんのほうに私、勾配を見られて、すごく傾斜がきつうございます。高さが、この石垣は5mぐらいあったと思うんですけれども、かなり急勾配の住宅の入り口になるかと思いますので、お父様に言いましたけれども、息子がここ

がいいというふうに言うものですからと言われましたけれども、何らほかに影響を被ることはございませんでした。許可相当と見てまいりました。皆さん方のご審議、よろしくお願いいたします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇委員からご意見等ございませんか。
〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

〇〇委員の説明があったとおり、何ら問題はない。ただ、私も車の出入りがこの勾配は大変じゃないかと見てまいりましたけれども、別に問題はないと判断してまいりました。皆さんのご審議、よろしくお願いいたします。

議長 ほかの委員さんからのご意見ございませんか。
（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。
（「異議なし」との声）

議長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号2について、事務局の説明を求めます。

事務局（〇〇） 5ページをお願いいたします。

番号2、深江町の〇〇さんより深江町の〇〇さんへ、深江町〇〇、田、田、386平米、転用の目的、住宅建築用地。実家に隣接する申請地に住宅を建築したく、許可を得たい。権利の内容、贈与、時期、許可あり次第、期間、永年。農振内農用地外。

本案件の農地区分は、中山間地域に存在する農業用公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地に該当しますので、第2種農地と思われます。

一般個人住宅用地386平米です。

住宅（木造平屋建て）建築面積127.52平米です。

申請地は、現状のまま整地を行い、既存の石垣で区分されたおり、また、一部ブロックを設けるため土砂の流出の心配はないと思われます。

雨水は、雨水枡を経由して道路側溝へ放流します。汚水、雑排水は合併浄化槽を設置し、道路側溝へ放流されます。市の管理課と協議済みです。

日照、通風についても、建物を平屋とし、また、西側農地は一段高く、1.3m離して建築をします。周辺農地に支障はないと思われます。

資金につきましては、借入金により賄われます。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いいたします。
〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

8月25日、朝、午前中の10時30分ぐらいから、〇〇委員、〇〇推進委員、ほか事務局3名と現地を見てまいりました。

場所は国道〇〇号の〇〇商店とあるんですけれども、そこから海側に100mほど下ったところ、途中に元の消防の〇〇分団の詰所のすぐ下のほうですけれども、30歳の若い夫婦2人、申請人さんたちが立ち会ってくれまして、イチゴを作っているということで、若い人たちが家を建てて頑張るならというふうに見てまいりました。

周りがお父さんの畑とか何とかで、通風、日照に関しては問題はないと見てまいりました。あと、生活排水についても合併浄化槽を経由して側溝に流すということで、何ら問題はないと見て

まいりましたけれども、皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からご意見等ございませんか。
〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

先ほど〇〇委員が言われたとおり、雨水、汚水など何ら問題ないかと見てまいりました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 失礼しましたというところですが、〇〇番じゃない。間違いなく、〇〇番〇〇推進委員ですね。
〇〇番〇〇委員 失礼しました。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

議案第 1 1 4 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 1 1 項の規定による要請についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局（〇〇） 議案第 1 1 4 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 1 1 項の規定による要請について説明をさせていただきます。

6 ページから 8 ページをお願いいたします。

今月の案件ですが、新規は、賃貸借権が 5 件、1 万 6, 8 7 1 平米、使用貸借権 1 3 件、3 万 4, 6 8 3 平米、再設定は使用貸借権のみ 1 件、1, 3 7 9 平米です。このほか、番号 2 0 は、農地中間管理機構保有分に係る受け手への利用権設定で新規 1 件、2, 0 0 3 平米で、合計 2 0 件、5 万 4, 9 3 6 平米です。

なお、個別案件については、朗読を割愛させていただきます。

以上の案件につきまして、地域計画の区域内の農用地等の地域計画に基づき目標地図に位置づけられた農業を担う者に貸し付けること、または、農業を担う者以外の者に貸し付ける計画が含まれている場合、事業規程の基準のア、イ、ウのいずれかを満たしていること及び地域計画の区域外の農用地等の農業委員会が農地中間管理機構に当該計画について定めるべきことを要請していることの条件のア、イ、ウ、エのいずれかを満たしていること、のいずれかを満たしており、地域計画の達成に資することが認められると思われま。

以上でございます。

議長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等ございませんか。

（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、長崎県農業振興公社への賃借の要請をしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議がないようですので、賃借の要請を行います。

次に、**議案第 1 1 5 号 南島原市地域計画変更に係る意見についてを議題といたします。**

事務局の説明を求めます。

事務局（〇〇） 9 ページをお願いいたします。

地域計画の変更が必要となった場合、同法第 1 9 条第 6 項の規定により、農業委員会の意見を

聴取するとなっております。地域計画の目標年次の担い手の農業経営に支障がないかを審査していただきます。

今回は1地区において、地域計画変更について農業委員会の意見を求められております。

番号1、北有馬町、変更理由、除外、北有馬町〇〇ー〇、畑、751、〇〇さん、駐車場用地となっております。

転用のための地域計画区域からの除外で、751平米減少します。よって、農用地等の面積の変更が生じます。

以上、番号1の案件は、農地法上支障がないので、地域計画の変更は適当であると思われます。

以上でございます。

議長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等ございませんか。

北有馬の委員さん、いかがでしょうか。

（「ありません」との声）

議長 それでは、地域計画の変更は適当として回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議がないようですので、地域計画は適当として回答いたします。

次に、**議案第116号 南島原農業振興地域整備計画変更に係る意見について**を議題といたします。

番号1について、事務局に説明を求めます。

事務局（〇〇） 10ページをお願いいたします。

まず初めに、資料の訂正をお願いしたいと思います。10ページの番号2の地目のところが畑となっているんですけれども、ここを宅地をお願いいたします。

それでは、説明をさせていただきます。

今回、除外1件、編入27件です。

番号1、北有馬町〇〇さん、北有馬町〇〇ー〇、畑、751、除外、隣接する〇〇施設の駐車場にしたい。

場所は、北有馬町の国道〇〇号線沿いの〇〇荘、西側に隣接するところに位置します。中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小規模の生産性の低い農地に該当しますので、第2種農地と思われます。

次に、番号2、加津佐町、〇〇さん、加津佐町〇〇ー〇、宅地、255.37、編入、基盤整備事業（〇〇地区）を活用し、優良農地として利用する。

場所は、加津佐町（旧）〇〇小学校より北西へ300mほどに位置しております。

議長 それでは、番号1についてご意見、ご質問等ありませんか。

（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、支障ない旨、回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議がないようですので、支障ない旨、回答いたします。

次に、番号2についてご意見、ご質問等ございませんか。

（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、支障ない旨、回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議がないようですので、支障ない旨、回答いたします。

次に、番号3から番号28について、事務局に説明を求めます。

事務局（〇〇） 11ページから15ページをお願いいたします。

基盤整備事業（〇〇地区）、場所は加津佐町、〇〇より北へ900mほどのところに位置しております。申請人26名、土地の筆数61筆、合計面積2万1,377平米です。

なお、個別の案件につきましては、朗読を割愛させていただきます。

先ほど、1番の案件は了承を得ましたので省略します。

2番から28番の案件は……

議長 3番から。

事務局（〇〇） 1、2は終わっているので、省かせていただきます。

3番から28番の案件は、地目が畑については農地として適切に管理することが見込まれ、適当であると思われます。また、地目が山林、ため池、用悪水路、公衆用道路につきましては、農地台帳に記載しておりませんので、意見なしと思われます。

以上でございます。

議長 番号3から番号28についてご意見、ご質問等ございませんか。

（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、支障ない旨、回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議がないようですので、支障ない旨、回答いたします。

ご意見がありませんので、南島原農業振興地域整備計画変更は妥当として報告をしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議がないようですので、南島原農業振興地域整備計画変更は妥当として報告いたします。

16ページは、農地法第18条第6項の規定のよる通知でありますのでご覧ください。

17ページは、使用貸借を解約した旨の通知でありますのでご覧ください。

18ページ、非農地証明書交付願が出ております。

1番の案件について、事務局の説明を求めます。

事務局（〇〇） 18ページをお願いいたします。

番号1、深江町〇〇、〇〇、深江町〇〇ー〇、畑、宅地、180、転用の目的、宅地。申請地は、農業用倉庫（昭和58年建ち）を建築し、宅地として利用しているため。農振内農用地外。

この案件につきましては、申請地は農業用倉庫（昭和58年建ち）を建築し、宅地として利用されております。

長崎県農林部が制定しております、令和6年12月1日改正された農地転用関係事務指針の非農地証明書交付基準の②ー3に該当し、南島原市農業委員会非農地証明書交付基準第2条（3）過去において農地転用許可不要案件で処理できた土地であって、現状及び引き続き非農地である土地であるため、証明基準を満たしていると思われます。

以上でございます。

議 長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

8月25日、午前10時10分ぐらいです。〇〇委員、〇〇推進委員、ほか事務局3名で見えてまいりました。場所は、農道の〇〇の記念碑があるんですけども、そこから布津側に50mほど来て、山側に戻ってすぐのところですよ。ちょっと古い倉庫でありまして、これもう許可相当と私たちは見てまいりましたが、皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議 長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からご意見等ございませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

先ほど〇〇委員が言われたとおり、何の問題もないかと見てまいりました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

（「なし」との声）

議 長 ご意見がありませんので、非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議 長 異議なしと認めます。よって、非農地証明書を交付することに決定いたします。

以上を持ちまして、議事を終了いたします。